

第 1504 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 5 年 12 月 14 日 木曜日

開会 9 時 00 分 閉会 10 時 00 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

3 出席者	教 育 長	稲田 新吾
	委 員	奥野 史子（オンライン出席）
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子
	委 員	松山 大耕（オンライン出席）
	委 員	石井 英真（オンライン出席）

4 欠席者 なし

5 傍聴者 1 名

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1503 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 2 件

イ 非公開の承認

議案 1 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議第 30 号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 辰巳 教職員人事課長)

給食調理員の給与に関する規則改正について説明する。

給食調理員は規則で給料表を定めているため規則改正を行い、管理用務員は条例で給料表を定めているため条例改正を行っている。その上で給食調理員、管理用務員とも本市の行政職の改定内容にあわせた改定を行っている。

次に本市の行政職の給与改定の内容について説明する。人事委員会勧告における公民較差が 3,770 円であり、本市の行政職が民間の給料月額を下回っているという勧告があり、公民較差を解消すべく、初任給をはじめとする若年層に重点を置いたうえで、最高 8,000 円、最低 2,500 円の引上げを行う改定が行われている。なお、資料に記載はないが、教育職の給料表については、最高 12,500 円、最低 1,800 円の引上げを行っている。また期末手当及び勤勉手当については、教育職と同じ 0.1 月分引上げを行い、年間 4.5 月とする改定となる。

資料において、太線で示しているカーブが引上げの推移であり、1 級・2 級において最高 8,000 円、最低 2,500 円の引上げを行っている。

給食調理員は平成 17 年採用を最後に採用停止、管理用務員は平成 10 年採用を最後に採用停止をしていることから、ともに在職者の平均年齢が 50 歳代という状況である。そのため、図の両矢印で示しているとおり、管理用務員・給食調理員の正規職員についてはすべての職員が 2,500 円の引上げ区分に該当することとなる。

規則の適用については、給料表は令和 5 年 4 月 1 日に遡っての適用になるため、改定により発生する差額については、年末に一括して支給する予定である。なお会計年度任用職員については、給料表は令和 6 年 4 月 1 日からの適用になる。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】 教職員の給与改正について、条例ですでに 12 月 12 日に議決されている。管理用務員、給食調理員は技能労務職員のため、本来は条例上で給与の種類を定め、規則で給料表を定める職であるが、管理用務員はかつて営繕センターという、管理用務員が数名集まり、様々な細かい修繕を行うため、各学校に派遣する機関があった。そこに管理的な職務を担う職員がいたため、単なる技能労務職員ではないということで給料表を条例で定めていた。現在、営繕センターはないが、このような経緯があり、管理用務員は条例で給料表を定めている。

【松山委員】 給食調理員の平均年齢は昔から 50 歳ぐらいなのか。それとも若い人が入らないということなのか。

【事務局】 給食調理員については、平成 17 年採用を最後に正規職員の採用を停止しているため、新たに職員の採用を実施していない。給食調理員は 40 歳から 59 歳までの 150 名が在籍している。

【稲田教育長】 若い人は会計年度任用職員や臨時的任用職員だけになる。

【事務局】 会計年度任用職員、会計年度任用職員から経験を積んだ方を臨時的任用職員、正規職員の 3 種類の職で給食調理業務の経営をしており、昨今、民間委託についても、徐々に拡大しているところである。

【稲田教育長】 給食調理員全体の正規雇用率はどの程度か。

【事務局】 4割程度である。

【稲田教育長】 長らく正規採用を停止しているため、正規職員が退職していなくなっている。

(議決)

教育長が、「議第 30 号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議案 1 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、非公開

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

12 月 7 日 第 17 回学校職員教育貢献表彰式典

○事務局から、当面の日程について説明

(5) 閉会

10 時 00 分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長